

貸借対照表の公告がはじまります！

(法務局での資産の総額変更登記は平成 30 年 10 月(予定)から不要となります)



定款変更届出書等をご提出ください

原則：全ての法人が手続きが必要です

郵送、電子申請でも
提出できます！



【下記の 1～3 の書類をご提出ください】

- 1 定款変更届出書 第 6 号様式 1 通 (記載例を同封します)
- 2 総会議事録の写し 1 通 (定款変更を議決した総会議事録)
- 3 変更後の定款 2 部

<NPO 法改正のうち、貸借対照表の公告に関する概要>

平成 28 年 6 月 7 日に特定非営利活動促進法 (以下「NPO 法」) が一部改正されました。

今までは、組合等登記令に基づき、法務局において資産の総額の登記を毎年変更することが義務づけられていましたが、その変更登記が不要となるかわりに、毎年貸借対照表の公告を行うことが義務づけられます。(平成 30 年 10 月 1 日施行予定※) ※「予定」とされているのは、貸借対照表の公告についての施行日が、改正 NPO 法公布の日から起算して 2 年 6 月以内において、政令で定める日とされているためです。

<改正のポイント>



- ☆法人自らが貸借対照表の公告を行うことで、毎年の変更登記申請が不要となる法人の事務負担軽減のための改正です。
- ☆定款に公告方法の明記が必要となるため、総会で議決の上、定款の変更について、横浜市に「定款変更届出書」を提出する必要があります。

<重要ポイント！ いつまでに手続きをすればよいの？>

- ☆ 3 月決算法人の場合、平成 29 年又は平成 30 年の定期総会にて決議をお願いします。
- ☆ 平成 30 年 10 月 1 日に施行の場合、遅くとも平成 30 年 9 月 30 日までに総会で定款変更の議決をし、その後遅滞なく横浜市に定款変更届出書をご提出ください。

<貸借対照表を公告する年度と時期について>

貸借対照表の公告に関する規定が平成30年10月1日に施行された場合の必要な手続き(3月決算法人の場合)

	法務局での登記(決算後3か月以内)	貸借対照表の公告(決算後遅滞なく)
H29年(H28決算)	要	H29年度総会で定めた場合は要
H30年(H29決算)	要	要(決算後又はH30年10月1日)
H31年(H30決算)	不要	要(決算後遅滞なく)

<貸借対照表を公告する方法について>

下記のいずれかの方法を定款において定めてください。※①と②については、掲載料が発生します

- ① 官報掲載※ ② 日刊新聞紙への掲載※ ③ 法人ホームページへの掲載 ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載 ⑤ 主たる事務所の掲示場への掲示

記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、

法人の状況にあわせて、
いずれかの方法を選んでください!



- ① 官報に掲載して行う。
② 神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
③ この法人ホームページに掲載して行う。
④ 内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。
⑤ この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

<必要となる手続き(定款変更届出)について>

公告の方法は、NPO法第25条第6項に規定される届出事項となりますので、法人の総会での議決のみで変更することができます。(所轄庁の認証は不要です。)

STEP1 総会の開催(議案に「定款変更の件」を明記してください。)



STEP2 横浜市へ下記の①～③を提出(郵送、電子申請可)完了!!

	提出書類	部数
①	定款変更届出書(第6号様式)	1通
②	総会議事録の写し	1通
③	変更後の定款	2部

公告の方法以外の事項をあわせて変更する場合には、**認証申請**が必要な場合があります。ご注意ください。



【附則の記載】 附則 この定款は、平成〇年〇月〇日(←総会の日)から施行する。

<重要なお知らせ>

組合等登記令の改正により、平成29年4月1日より、資産の総額の登記期限が延長されました。

(改正前) 事業年度終了後2か月以内 ⇒ (改正後) 事業年度終了後3か月以内

【問合せ・提出先】 横浜市民局市民活動支援課 〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56 7階

電話 045-227-7966 FAX 045-223-2032

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/>

定款変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 主たる事務所の所在地 **横浜市〇〇区〇〇町〇一〇**
 その他の事務所の所在地 なし
 法人の名称 **特定非営利活動法人〇〇**
 代表者の氏名 **横浜 太郎** ⑩
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 F A X 番号 〇〇〇-〇〇〇〇



次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

変更の内容	新（変更後）	旧（変更前）
<p>変更箇所を下線を引いてください。</p> <p>法人のホームページへの掲載や、事務所掲示場への掲示など、他の方法を定めた場合、そのとおりに記載してください。</p>	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。</u></p> <p>略</p> <p>附則</p> <p><u>この定款は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第〇条 この法人の <u>解散事由に係る</u>公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p>以下略</p>
	<p>変更の理由</p> <p>NPO法の改正に伴い、貸借対照表の公告の方法を定める必要が生じ、その方法を定めたため。</p>	<p>施行日は、総会で議決された日となります。</p>

(注意) 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。

新しい定款2部と総会議事録のコピーを添付して提出してください！
 ※公告の方法以外の事項をあわせて変更する場合には、変更する事項により、**定款変更認証申請**が必要な場合があります。



第6号様式（第9条第1項）

定款変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 主たる事務所の所在地
その他の事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号
FAX番号

⑩

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

	新（変更後）	旧（変更前）
変更の内容		
変更の理由		

(注意) 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。

NPO 法

平成28年6月、
特定非営利活動促進法が
改正されました。

2017.4.1 START

特定非営利活動促進法 改正のご案内

事業報告書等
の備置期間が
約5年
に延長

資産の総額の
登記が不要に

**貸借対照表の
公告**が必要に

※施行日は別途政令で
決定されます。



平成28年度改正のポイント

事業報告書等の備置期間が延長されます。

- ✓ 事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して**5年**が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります(法第28条関係)。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります(法第30条関係)。

Q. いつから備置期間が延長されますか？

- A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の事業報告書等から対象となります。

Q. 備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

- A. **前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿**(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書類)が対象となります(法第28条第1項の書類)。

認証申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

- ✓ 所轄庁が認証時等に行う現行2か月間の縦覧期間について、**1か月間に短縮**され、より迅速な手続きが可能となります(法第10条第2項関係)。

Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

- A. 定款変更の申請(法第25条第5項)、合併の認証の申請(法第34条第5項)の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

- ✓ NPO法人や所轄庁は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるようお願いします(法第72条第2項関係)。(参考)内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

※情報提供の拡大については、改正法の公布の日(平成28年6月7日)に施行されています。

○お問い合わせ先○

横浜市市民局市民活動支援課
横浜市中区桜木町1-1-56 7階
月曜～金曜 9時～17時(昼休み12～13時)
TEL: 045-227-7966 FAX: 045-223-2032
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/>

内閣府

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(共助社会づくり推進担当)付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話:03-5253-2111(大代表)

<内閣府NPOホームページ>

<http://www.npo-homepage.go.jp/>

◆ 全てのNPO法人のみなさまへ（続き）



貸借対照表の公告が必要になります。

- ✓ 毎年度、**貸借対照表を公告**^(注1)する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります（法第28条の2関係）。
- ✓ 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のHP等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置^(注2)があります。
- ✓ 公告方法は**定款で定める必要**があります。

(注1) 貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の2）の施行日は平成29年4月1日ではなく、**別途、政令で定める日（公布の日から2年6か月以内）**となります。それまでは「資産の総額」の登記が必要です。

(注2) 「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示」（1年間）が想定されており、内閣府令で規定される予定です。

Q. いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

-A. 貸借対照表に係る規定の施行日を平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、**平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告する必要**があります。この場合、①施行日（平成30年10月1日（仮定））までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

Q&A



Q. どの程度の期間、公告が必要ですか？

-A. 官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告^(注)する必要があります。

(注) 貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

Q. 既に定款で公告方法を定めている場合、定款変更は必要ありませんか？

-A. 既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表の公告もその方法で行っていただくこととなります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲載と官報掲載が必要となります。

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、その場合は**定款変更が必要**^(注)となります。（例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合）

(注) 特定貸借対照表の公告までに定款を変更する必要があります。

◆認定・仮認定法人のみなさまへ

平成28年度改正のポイント

役員報酬規程等の備置期間が延長されます。

- ✓ 役員報酬規程等を事務所に備え置く期間が「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して**5年**が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります(法第54条第2項関係)。
- ✓ 平成29年4月1日以降に開始する事業年度の書類から適用されます。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります(法第56条関係)。

Q. いつから備置期間が延長されますか？

- A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の役員報酬規程等から対象となります。

Q&A

Q. 備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

- A. 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類(法第54条第3項)が対象となります。

海外送金等に関する書類が事後提出になります。

- ✓ 200万円を超える海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類については、その都度所轄庁への事前提出が必要でしたが、金額にかかわらず、**毎事業年度1回の事後提出**となります(旧法第54条第4項等関係)。

Q. いつの時点の海外送金等まで、事前届出が必要となりますか？

- A. 施行日の平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金等は従来どおり事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度中の200万円超の海外送金等については従来どおり事前の書類作成等が必要となります。

仮認定NPO法人の名称が変更になります。

- ✓ 「仮認定特定非営利活動法人」が「**特例認定特定非営利活動法人**」と変更。

Q. 特例認定を受けるための基準に変更はありますか？

- A. 変更はありません。

Q. 既に仮認定を受けている法人は、再度申請をする必要がありますか？

- A. 既に仮認定を受けている法人は、施行日(平成29年4月1日)以後は、特例認定を受けた法人とみなされ、**有効期間は、仮認定の有効期間の残りの期間**となります。